

法律実務分科会 (LAP)

2007年度 活動報告

オーガナイザー

浅見隆行 / 足立昌聡

知的財産マネジメント研究会 (Smips)

2008年3月15日

目的

目的

知的財産を巡る法律問題(紛争など)について、
当事者の立場から争点となるポイント(論点)を発見し、
法的思考、臨機応変な主張を行う力を磨く。



法律知識(Law)

実務(Practice)

概要

オーガナイザー

浅見隆行(弁護士)・足立昌聡(UTSL)

開催時間

毎月第3土曜日:13:00~14:30

参加者

6~15人(社会人中心)

スタイル

参加者を原告・被告に分けて行う討論形式。
(事前予習は不要で、題材となる資料は当日に配布。)

2007年度の活動(春)

4月

「品質検定方法の特許」(足立)

薬事法上の医薬品の品質規格検定に用いられる試験方法の特許権をもつ原告が、被告の製造した新薬の品質規格検定を行う上で原告の特許以外の方法は取り得ないとして、製造差止を請求した事案。

(最高裁判所第二小法廷 平成11年7月16日判決をベースに)

5月

「キャラクターと二次著作物」(浅見)

原告の小説形式の原作原稿を元に被告が作画した連載漫画について、連載終了後に、被告が当該連載漫画のキャラクター商品を製作したところ、キャラクター商品は原作の二次著作物であるとして販売差止を求めた事案。

(最高裁判所第一小法廷 平成13年10月25日判決をベースに)

2007年度の活動(夏)

6月

「(講義)民事訴訟の仕組み」(足立)

7月

「(講義)訴訟実務の実際と書面作成」(浅見)

9月

模擬裁判 (SmipsWS 2007)

原告が訴外会社から「花粉」という商標の独占的通常使用権の許諾を受けのど飴を販売していたところ、被告が「花粉のど飴」という商品の販売を始めたため、原告が被告に販売差止と損害賠償を請求した事案。

(東京地方裁判所 平成15年6月27日判決をベースに)

(6~7月:講義・チーム分け → 8月:訴状・答弁書・準備書面作成 → 弁論)

2007年度の活動(秋)

10月

「転職者による技術漏洩」(足立)

被告が原告を退社・転職した直後に、原告で厳重に管理されていた電子設計図によく似た構造を持つ製品が、被告の入社直前に業界に新規参入した会社から製造・販売された事案。

(大阪地方裁判所 平成15年2月27日判決をベースに)

11月

「P2P技術と著作権法上の刑事犯」(足立)

大学教員である被告人が開発した、P2P技術を利用するファイル共有ソフトが、映画・アニメーション等の違法な流通の手段として用いられ、そのような状況を知った上でソフトを公開したことが著作権侵害の幫助犯とされた事案。

(京都地方裁判所 平成18年12月13日判決をベースに)

2007年度の活動(冬)

1月

「類似商号と不正競争防止法」(浅見)

著名な旧財閥系グループ会社の一である原告「三菱不動産」が、自社の商号と同じ「三菱」を含む地方の不動産販売業者である被告「三菱ホーム」に対して商号使用をやめるよう求めた事案。

(東京地方裁判所 平成14年7月18日判決をベースに)

2月

「オリジナリティと著作権侵害」(浅見)

有名予備校講師である原告が、自らの著した独自の語呂合わせで古典単語を覚えるといった内容の学習参考書に収録されている語呂合わせとよく似た語呂合わせが収録されている被告の参考書の販売差止を請求した事案。

(東京高等裁判所 平成13年10月30日判決をベースに)

来年度の予定

2008年度は「法的思考力の飛躍」!!

Basic

「ケースメソッド」(当事者討論)
各回ごとに事例を配布し、原告・被告に別れて、
各当事者の立場から法的主張を考えることで、法的思考を養う。

「ソクラテスメソッド」(ゼミ)
事例に基づく当事者討論形式だけではなく、
法的知識を深めるために、適宜、ゼミ形式で講義を行う。

WS

「模擬裁判」
07年度と同様、事前に配布した事例を元に、
原告・被告に別れて裁判を行う。